

## 令和6年 第1回白石町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 令和6年1月5日（金） 午前9時05分～10時40分

2 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3 出席委員（36人）

1番 木下善明委員	2番 松尾貴江委員	3番 大曲弥素男委員
4番 大串 勝委員	5番 川崎勝巳委員	6番 岩永政幸委員
7番 土井哲夫委員	8番 溝上博信委員	9番 香月伸幸委員
11番 中村康則委員	12番 溝口 昇委員	13番 江頭浩二委員
14番 渕上 誠委員	15番 江口和広委員	16番 川崎照子委員
17番 川崎俊幸委員	18番 香月幸雄委員	19番 前田則尋委員
20番 松尾利助委員	21番 満田直昭委員	22番 久原一義委員
23番 久原 勤委員	24番 前田達雄委員	25番 筒井恒司委員
26番 池上勝文委員	27番 古賀茂昭委員	28番 藤井啓二委員
29番 一ノ瀬美佐子委員	31番 外尾美津子委員	32番 吉原春樹委員
33番 岩石 学委員	34番 山崎三智治委員	35番 生島義明委員
36番 片渕秋正委員	37番 片渕久司委員	

4 欠席委員（2人）

10番 橋本重吉委員 30番 橋口 均委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 非農地証明願いについて
- 5 令和6年白石町農用地利用集積計画（1号）の承認決定について
- 6 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- 1 合意解約の報告

業務連絡事項

- 1 令和6年第2回農業委員会総会の日時及び場所  
日時・場所…令和6年2月5日（月）9時00分 ゆうあい館 多目的ホール
- 2 その他  
①農地パトロールの日程調整について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	久原正好
課長補佐兼農地農政係長	石田善人
農地農政係長	岩永 崇

7 その他出席職員

なし

8 その他

- ① 地域計画に係る「協議の場」（地元説明会）の実施について  
総会終了後、農業振興課から説明。

農業振興課課長 吉村 浩

農政係長 大串昌子

農政係 江口俊介

②幹事会

視察研修等に係る経費について

## 9 会議の概要

事務局長 新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。

本日は総会終了後、地域計画に係る「協議の場」（地元説明会）の実施について、農業振興課の方から説明されます。

そして、農地パトロールの件、またその後、幹事会を開催いたしますので、お忙しい中ですが、よろしくお願ひいたします。

それではただいまから、令和6年1月第1回白石町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、片渕会長、ご挨拶をお願ひいたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございます。

本日は、10番、橋本重吉委員、30番、橋口均委員から欠席の届けがっております。

ただ今の出席委員は37名中35名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、白石町農業委員会会議規則により会長が務めます。

ではお願ひいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、11番、中村康則委員、12番、溝口昇委員を指名いたします。

これより議事に入ります。

---

### = 議案番号第1号 =

議長 1. 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第1号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第1号、議案書は1ページです。

権利の種類は、所有権移転、贈与です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人・譲受人の要望です。

議案の位置図は、1ページから2ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。  
地元農業委員として、前年12月22日に事務局と現地確認を行いました。  
今回は、譲渡人の実家跡を譲受人が購入しておられ、それに伴って隣接する農地を  
贈与される申請です。  
譲受人は現在、肥育牛、水稻、麦、大豆、玉葱、れんこんなど約373aの規模で営  
農されています。  
譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転  
については問題ないと判断します。  
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

委員 ○番の○○です。○○さん、○歳。地図を見るとかなりされているようですね。譲  
渡人がおじさんとかになられるのですか。○○さん、○にしては、田んぼもあって、  
かなり頑張っておられるようなので、後継者とか、そこを心配しております。どうで  
すか。

事務局長 ○○さんにおかれましては、○○さんの娘さんです。○○さんが、事実上の後継者  
ということです。

○番 わかりました。

議長 他にないですか。

委員 ○番○○です。これは、贈与となっていますが、お金の取引は、あってないですか。

事務局 はい。確認したところ、贈与ということで、お金のやり取りはあっておりません。

○番 親族ですか。

事務局 親族ではないそうです。

○番 それでも、お金の取引はないということですね。

事務局 ○○さんの宅地を購入されているということで、それに付随する小さい農地は、  
譲るからと、お話があっているそうです。

○番 わかりました。

議長 他にないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第1号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第1号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

---

= 議案番号第2号 =

議長 続きまして、2.「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第2号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第2号です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分について、①は農用地、区域内農地。②と③につきましては、第1種農地です。

農地区分の該当事項で、①は市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地、②と③につきましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、①は用途区分の変更、②は既存施設の拡張、③は農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、3ページから5ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員 ○番、○○です。

地元農業委員として12月22日に事務局と現地確認を行いました。

今回は、農業用倉庫、農業用資材置場及び庭を目的とする申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたしました。

なお、以前から一部を無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 2 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 2 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 3 号 =

議長 議案番号第 3 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 2 ページ。議案番号第 3 号。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分について、①と②は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項で、①は概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地、②については、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、①②ともに農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、6 ページから 8 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として、令和 5 年 12 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、農業用倉庫の計画に伴う申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の耕作者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていることについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 3 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 3 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 4 号＝

議長 議案番号第 4 号、事務局に説明を求めます。

この案件につきましては、30a を超える農地転用で、常設審議委員会付議事項となります。昨年 2 月の総会にて取り決めしておりました、大規模な転用案件については、申請者に説明を求めることとしております。

申請者、〇〇氏におかれては、この要請に応じてお越しいただいております。

〇〇氏の入室をお願いします。

(申請者入室)

議長 議案番号第 4 号について、まず、事務局から説明を行い、続いて地元委員の補足説明を行います。その後、質問や補足等あれば〇〇様から発言の方をお願いいたします。

事務局長 まず、事務局から説明を行います。議案番号第 4 号です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、農用地区域内農地。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、9 ページから 11 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番、〇〇委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として12月26日に事務局と現地確認を行いました。

今回は、牛舎、飼料置場及び作業場を目的とする申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。

○○様、補足等あれば説明をお願いします。

申請者 特にありません。

議長 ないようですので、これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。先ほどの○○さんのところとは、関係ないのですか。

事務局 先ほどの議案番号第1号とは関係ございません。

議長 他にないですか。

○番 ○番、○○です。地図で見たら、牛舎が3つ建つ予定になっているのですが、大体、規模としては何頭くらいの予定をされていますか。

申請者 ○○です。1棟につき、100頭ずつ入るようになって、300頭を予定しています。

○番 ありがとうございます。

○番 ○番、○○です。し尿関係の排水はどうなっていますでしょうか。

申請者 一応、全部、屋根がついているので、糞尿は、流れないようにしています。側溝には、雨水しか流れないようにしています。

議長 他にないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。○○様の退席をお願いします。

(申請者退室)

議長 議案番号第 4 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 4 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝ 議案番号第 5 号 ＝

議長 続きまして、3「農地法第 5 条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第 5 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 5 号。議案書は 3 ページです。

権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 3 種農地。

農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、12 ページから 14 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番、〇〇委員。

議長 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 12 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の転用は、譲受人が一般住宅の計画に伴う申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接する土地所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

審議をお願いします。

議長 補足説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。地図を見れば、その申請地の右側の土地も田になっていますが、現実には、宅地になっています。これは、前の地図ですか。以前、申請があがって、許可も下りたのに、田になっているのはおかしいなと思ひまして。

事務局 言われるとおり、以前、申請があつて、宅地になっております。まだ、建築中か、出来上がったぐらいかと思ひますが、登記が終わつてないのか、まだ、農業委員会のほうには、地目変更の情報がきておりませんので、今のところ、この状態となっておりますので、よろしくお願ひします。

○番 わかりました。

議長 他にないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 5 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 5 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 6 号 =

議長 続きまして、議案番号第 6 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 6 号。

権利の種類は、使用貸借権設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、15 ページから 17 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いしますが、〇番の〇〇委員が欠席ですので、事務局より、補足説明をお願いします。

事務局 それでは、事務局から説明をさせていただきます。  
〇番の〇〇です。  
地元農業委員として12月26日に事務局と現地確認を行いました。  
分家住宅、駐車場、庭及び家庭菜園を整備するための申請です。  
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接者農地所有者及び耕作者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。  
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第6号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第6号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第7号＝

議長 続きまして、議案番号第7号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書4ページ、議案番号第7号。  
権利の種類は、所有権移転、売買です。  
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。  
農地区分は、第1種農地。  
農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。  
許可基準の該当事項としまして、市街地に設置することが困難又は不適當なものとして病院、療養所その他の医療事業の用に供する施設でその目的を達成する上で市街地以外の地域に設置する必要があるものでございます。  
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。  
議案の位置図は、18ページから20ページをご覧ください。  
以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。  
地元農業委員として12月26日に事務局と現地確認を行いました。  
障がい者福祉施設、駐車場、広場及び療育スペースを目的とする申請です。  
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接者、農地所有者及び耕作者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。  
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第7号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第7号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

= 議案番号第8号 =

議長 続きまして、4.「非農地証明願いについて」を議題とします。議案番号第8号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第8号。議案書は5ページです。

願出農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

この案件も含め、申請される土地については、非農地化した原因、時期、経過、管理状況などの調査を行っており、今後も再び農地として利用されることはないと判断し、申請を受理しております。

議案の位置図は、21ページから22ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番、〇〇委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として12月21日に○○委員及び事務局と現地確認を行いました。

非農地証明の願い出があった土地は、昭和62年の圃場整備事業によって自宅前の道路が付け替えられ、宅地進入路として換地されているようです。また、区長、生産組合長及び近隣の住民の方からも以前から非農地であったという意見を得ており、周辺の状況を見ても再び農地として利用される可能性もないと判断しました。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。

これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。基本的なことを教えてください。

圃場整備で換地処分をされて、畑として換地をされているという事は、そして、そのまま、地目変更を行わなかったということは、要するに、畑から宅地進入路ということですから、雑種地、もしくは宅地という意味ですか。

事務局長 今現在は、雑種地扱いになっています。

○番 この非農地証明願いの効果。これで持って、宅地とかに地目変更はできるということですか。申請できるということですか。

事務局長 はい。そういうことです。

○番 わかりました。ありがとうございました。

議長 他にないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第8号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第8号は非農地として当委員会承認することに決定いたします。

---

= 議案番号第9号 =

議長 続きまして、5 「令和6年白石町農用地利用集積計画(1号)の承認決定について」

を議題とします。議案番号第9号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第9号の「農用地利用集積計画（1号）の承認決定について」についてご説明いたします。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は5件となっております。

詳細は1ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2ページから5ページに相對での設定が25件、6ページから8ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が34件、合わせて59件の計画が提出されており、賃借権設定が54件、使用貸借権設定が5件となっております。

区分の内訳として新規が40件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが19件ありました。再設定は19件でした。

今回の利用権の総面積は352,150㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、すべて個人によるもので、農地中間管理機構によるものが34件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たすものとして、64件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

まず、所有権移転について審議します。

これについては議事参与の制限がございます。○番、○○委員については、退室をお願いします。

議長 これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第9号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第9号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

○番、○○委員の入室を認めます。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。

これについても、議事参与の制限がございます。

○番、○○委員、○番、○○委員については、該当する整理番号での発言を控えていただきます。

これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 9 号 (利用権設定) について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 9 号 (利用権設定) については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

---

＝議案番号第 10 号 ～ 議案番号第 18 号＝

議長 続きまして、6「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 10 号から議案番号第 18 号について、続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 6 ページです。

農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 10 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、佐賀市の〇〇氏です。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。

議案の位置図は、23 ページから 25 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 11 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、福岡県の〇〇氏です。

申請理由は、離農による農地処分でございます。

議案の位置図は、26 ページから 29 ページをご覧ください。

続きまして、議案書 7 ページ、議案番号第 12 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、東郷移の〇〇氏です。

申請理由は、資金が必要なための農地処分でございます。

議案の位置図は、30 ページから 31 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 13 号。  
申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、東六府方区の〇〇氏です。  
申請理由は、離農のための農地処分でございます。  
議案の位置図は、32 ページから 33 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 14 号。  
申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、六府方区の〇〇氏です。  
申請理由は、農業をしないための農地処分でございます。  
議案の位置図は、34 ページから 35 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 15 号。  
申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、東六府方区の〇〇氏です。  
申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。  
議案の位置図は、36 ページから 37 ページをご覧ください。

続きまして、議案書 8 ページ、議案番号第 16 号。  
申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、東六府方区の〇〇氏です。  
申請理由は、離農のための農地処分でございます。  
議案の位置図は、38 ページから 39 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 17 号。  
申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、小城市の〇〇氏です。  
申請理由は、遠方のための農地処分でございます。  
議案の位置図は、40 ページから 41 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 18 号。  
申出農地は、議案書のとおりです。  
あっせん申出者は、江北町の〇〇氏です。  
申請理由は、離農のための農地処分でございます。  
議案の位置図は、42 ページから 46 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 10 号から議案番号第 18 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますので、議案番号第 10 号から議案番号第 18 号まで、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しております。

もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになりますので、それぞれ2名、あっせん委員の指名をお願いいたします。

なお、議案番号第18号につきましては、農地の所在が大字福田、横手、新拓に分かれていますので、それぞれ2名、あっせん委員の指名をお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議がたよろしく申し上げます。

議長 議案番号第10号から議案番号第18号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員2名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 まず、議案番号第10号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第11号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第12号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第13号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第14号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第15号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第16号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第17号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 18 号については、地区が三つに分かれていますので、それぞれ、あつせん委員をお願いします。

まず、大字福田について。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員をお願いします。

議長 次に、大字横手について。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員をお願いします。

議長 次に、大字新拓について。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員をお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 10 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 11 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 12 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 13 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 14 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 15 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 16 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 17 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 18 号、大字福田については、○番 ○○委員、○番 ○○委員。大字横手については、○番 ○○委員、○番 ○○委員。大字新拓については、○番 ○○委員、○番 ○○委員をお願いします。

議長 事務局の担当職員をお願いします。

事務局長 議案書 6 ページから確認していきます。

議案番号第 10 号は○○、議案番号第 11 号は○○、議案番号第 12 号は○○、議案番号第 13 号は○○、議案番号第 14 号、○○、議案番号第 15 号は○○、議案番号第 16 号、同じく○○、議案番号第 17 号は○○、議案番号第 18 号は○○です。

連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

---

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

1 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

1 令和6年 第2回白石町農業委員会総会の日時及び場所

日時 令和6年2月5日(月)9時00分

場所 福富ゆうあい館 多目的ホール

2 その他 … ①農地パトロールの日程調整について

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時54分

---

総会終了後

①地域計画に係る「協議の場」(地元説明会)の実施について

総会終了後、農業振興課から説明。

農業振興課 農業振興課長 吉村 浩

農政係長 大串昌子

農政係 江口俊介

②幹事会

視察研修等に係る経費について